

平成 20 年度予算編成大綱

平成 19 年 12 月 13 日

自由民主党

公明党

前文

今後の我が国経済は、「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。)に基づき、「自立と共生」を基本に改革への取組を加速・深化すること等を通じて、企業部門の好調さが持続し、これが家計部門に波及し、民間需要中心の経済成長が実現することが期待される。

今後、我が国が、人口減少というこれまで経験したことのない状況の中で、経済成長を持続させ、生活の質を高めていくためには、こうした経済構造を変革し、90 年代に低下のみられた労働生産性を大幅に上昇させる必要がある。このため、「基本方針 2007」等を踏まえ、成長力強化に取り組む。

平成 20 年度予算においては、福田内閣が目指す「希望と安心」の国の実現に向けて、次の取組に施策を集中する。

第一に、活力ある経済社会の実現に向けて、成長力強化に向けた取組、グローバル化の推進、誰もが能力を発揮して働ける環境づくりを総合的に推進する。

第二に、地方の自立と再生のため、地方再生、中小企業の生産性向上、活力ある農林水産業に係る施策を推進する。

第三に、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現のため、信頼でき持続する社会保障制度の整備、次世代のための環境づくり、地球環境と両立する社会への転換、生活における安全・安心の確保、多様なライフスタイルを支える環境整備に係る施策を推進する。

また、将来を見据え、財政健全化に向け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)及び「基本方針 2007」を堅持し、平成 23 年度には国と地方の基礎的財政収支の黒字化を確実に達成するなど歳出・歳入一体改革を更に進めるとともに、行政改革を今後とも強力に推進し、21 世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府を作り上げる。

平成 20 年度予算の編成に当たっては、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、最大限の削減を行い、公債発行額を極力抑制する。歳出改革を軌道に乗せるため、公共投資、社会保障、地方財政の分野について制度・施策の見直しを行い、税制改革及び予算制度改革に取り組む。

以上の考え方にに基づき、政府・与党は、以下の基本方針に沿って、「希望と安心」の国の実現に向けた平成 20 年度予算編成を行うこととする。

1. 大規模地震や風水害等に対する防災対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の最重要課題の一つであり、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、防災対策に

万全を期す。

本年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、度々上陸した大型の台風などによる被害については、今後とも、被災者への支援、被災地の復旧・復興に全力を尽くす。また、この度改正され、被災者にとってより使い勝手のよいものとなった被災者生活再建支援法の適切な運用及び災害救助法の柔軟な活用等を通じて、被災された方々に対する円滑かつ適切な支援を行う。

甚大な被害の発生が想定される首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模地震対策については、地震防災対策を強力に推進する。また、災害被害の軽減のため、災害時要援護者対策の充実・強化を図るとともに、大規模な地震や水害が発生した場合の広域的な防災拠点の整備と避難対策、緊急対応策等を取りまとめ、強力に推進する。

また、国民一人ひとりの防災意識の向上や地域防災力の向上など災害への「備え」を実践する国民運動を幅広く展開する。

さらに、世界各地で災害が頻発する中、アジア防災センターなど多様な主体と連携しつつ、国際防災協力を積極的に推進する。

2．経済成長戦略の実現を通じた成長力の強化

回復に遅れの見られる地域・中小企業の活性化や、国民生活の安全・安心の確保、地球温暖化問題の解決を図るため、更なる成長に向けた取組を推進する。

具体的には、中小・小規模企業に対するIT及び専門家を活用した経営力向上支援や資金調達の円滑化支援、下請適正取引等の推進、事業承継支援、サービス産業の生産性向上に取り組むとともに、農商工連携施策、団塊世代の活用やコミュニティビジネスの振興、まちづくりの推進、地域の技術力等を結集したイノベーションの促進、産学連携による人材育成を通じ、地域・中小企業の活性化を図る。

次に、製品安全や消費者保護のための体制強化や、次世代航空機等高信頼性産業群の創出や安全を大前提とした原子力の推進を図り、安全・安心の確立に取り組む。

さらに、京都議定書の目標達成に向けた中小企業等の排出削減支援や、代替フロン等対策の強化、「美しい星50」に示された革新的技術開発、省エネ・新エネ対策の強化、原子力の推進により地球温暖化対策に取り組む。

また、エネルギー・鉱物資源の安定供給に向けた資源確保戦略を推進する。さらに、WTO/EPAや東アジア構想など対外経済政策にも積極的に取り組む。

各分野を通じた課題として、最近の原油の高騰に対して万全の対策を講じる。その中で、原油高騰の影響を受ける中小企業、農業、運送業、石油販売業等への対策を講じるとともに、新エネルギーへの構造転換を図る。

3．経済構造改革に対応した競争環境整備

現下の経済実態や行政課題を踏まえ、改正法により導入された課徴金減免制度や犯則調査権限を適切かつ積極的に活用し、特に国民生活に影響の大きい価格カルテルや官製談合を含む入札談合事案、国際カルテル事案等に厳正に対処する。

また、中小企業に不当な不利益を与える不当廉売や優越的地位の濫用等の行為、下請法違反行為に対して迅速・厳正に対処するとともに、そのための体制を整備する。加えて、不当表示など消費者取引における不公正な取引への迅速かつ実効性のある対処を行う。

さらに、企業の法令遵守体制整備のための施策の推進や競争政策における国際協力の推進等を図る。特に、平成20年4月、日本で開催予定の国際競争ネットワーク年次総会を的確かつ円滑に運営する。

4．地域の活性化と安心できるくらしの実現

経済のグローバル化や世界的なIT化の進展によって、これまで地方経済を支えてきた中小企業や農林水産業は厳しい競争にさらされている。また、急速な少子高齢化などによる人口減少が地方の厳しい状況に追い打ちをかけている。地方再生への構造改革を進めることは、わが国にとって喫緊の課題である。このため、政府の地域活性化統合本部会合において取りまとめられた「地方再生戦略」に基づき、地方再生に向けた取り組みを行う。

地方自治の振興を図るため、地方の自由度を拡大し、地方が責任をもって行政を実施できる「地方が主役の国づくり」を目指し、地方分権を積極的に推進する。このため、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方への権限移譲や国の地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大等を図るとともに、地方税財政について、国と地方の税源配分、地方交付税、国庫補助負担金を地方債を含め一体的に見直し、地方の権限・責任の拡大にふさわしい地方税財源の充実強化を図る。

全国どのような地域であっても一定水準の行政サービスを提供できるようにするとともに、喫緊の課題である地方の再生に向けて自主的・主体的に活性化施策に取り組めるよう、地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保する。また、地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な地方交付税の特別枠を確保し、条件不利地域の状況や行革努力も勘案して、重点的に配分する。その財源は、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用する。

消防については、我が国の優位性である安心・安全を維持向上させていくため、大規模地震・大規模災害に対する備えや消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開する。

5．「社会総がかりでの教育再生」、「文化芸術・スポーツの振興」と「成長力の強化 - 『イノベーション25』等による科学技術の振興 - 」の実現

60年ぶりに改正された教育基本法及びこれを具現化するために改正された教育三法に基づき、「社会総がかりでの教育再生」を目指し、子どもと向き合う時間の拡充及びメリハリのある教員給与体系の実現、世界トップレベルの義務教育の質の保証、いじめ・不登校等への対応や豊かな心の育成と、充実した教育を支える環境の整備及び学校建物の耐震化等を推進する。多様な親へのきめ細かな家庭教育支援を行う基盤形成の促進、学校を核とした地域教育力再生のための体制整備、総合的な放課後対策としての「放課後子どもプラン」

を推進する。学校保健、子どもの安全対策及び学校における食育を推進する。

国立大学法人を活性化し、私立学校を振興するための基盤的経費の確実な措置、国公私立大学を通じた大学教育改革の支援、国立大学法人等の施設整備の推進、健全性を確保した奨学金事業の充実を図る。世界で活躍するトップレベル競技者の育成・強化、ドーピング防止活動の推進、子どもの体力の向上、生涯スポーツ社会の実現を図る。文化財の次世代への継承、感性豊かな子どもの育成、日本文化の発信など文化芸術による国づくりを進める。

また、我が国が直面する社会経済の様々な課題を克服し、明るい未来を切り拓いていくため、「科学技術創造立国」の実現を目指し、第3期科学技術基本計画を踏まえ、科学技術を戦略的に推進する。具体的には、次世代を担う若者への理数教育の充実や大学における人材育成機能の強化と産学が協働した人材育成、イノベーション創出の担い手となる若手・女性研究者等への支援の強化等の「次世代を担う人材への投資の充実・強化」、科学研究費補助金等の競争的資金の拡充、産学官連携などによるイノベーションを生み出すシステム強化、研究基盤強化、科学技術の国際活動の戦略的推進等の「基礎研究の充実と研究環境の整備」、各研究開発分野において厳選された戦略重点科学技術への重点投資や国益確保のために重要な国家基幹技術への集中投資について強力に推進する。

6．ICT分野の国際競争力強化と新たな郵政行政の展開

社会経済活動の基盤たるICT分野の競争力強化を図るとともに、高度なICT利活用により全産業の生産性向上に寄与し、持続的な経済成長を実現するため、国際競争力強化、地域活性化に向けたユビキタスネットワークの整備、地域の資源や知恵を生かしたICT利活用の高度化・利用環境整備、技術戦略の推進を4本柱と位置づけて、総合的に推進。また、これらにより、都市と地方の地域間格差や地域コミュニティにおける紐帯、情報セキュリティや災害等における国民の安全・安心の確保を図る。

郵政行政については、民営化会社の経営の健全性や公正かつ自由な競争の確保、郵便局ネットワーク及びサービスの適正な水準の維持など郵政民営化を確実かつ円滑に実施するとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備、万国郵便連合（UPU）等を通じた国際協調・貢献など国際戦略の推進を図る。

7．活力ある社会を持続するための施策の展開

国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、緊急医師確保対策の着実な実施や、へき地医療の充実、ならびに救急情報システムの整備やドクターヘリの配備を含む救急医療の確保など医療提供体制の整備強化を図りつつ、医療紛争処理体制の整備、新しい肝炎総合対策、総合的かつ計画的ながん対策、生活習慣病対策、革新的医薬品・医療機器創出等の推進、後発医薬品の使用促進を図るとともに、勤務医の負担軽減を図るため、診療報酬・薬価改定に適切に対応しつつ、歳出改革のための措置を講じる。

また、成長力強化と誰もが能力を發揮して働ける社会の実現に向け、「職業能力形成システム」（ジョブ・カード制度）の構築、フリーターの常用雇用化、

地域雇用対策の強化等の雇用対策・職業能力開発を推進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と公正かつ多様な働き方の実現に向けた取組を推進する。

さらに、少子化対策を、地域の子育て支援の充実や仕事と生活の調和の実現などにより総合的に推進するとともに、介護保険制度の着実な実施と制度を支える介護従事者の労働環境の改善、地域移行の推進や就労支援の充実など障害者自立支援法の円滑な施行及び新たに策定される「重点施策実施計画」に基づいた障害者の自立と社会参加の推進、母子家庭の自立支援、原爆被爆者対策、中国残留邦人に対する新たな支援のほか、医薬品等の安全対策等、食品安全対策、感染症対策、自殺対策などの国民の安全と安心のための施策等を推進する。

年金記録問題に関しては、年金記録の管理等に対する国民の不信感を払拭するための対策を着実に進める。また、基礎年金国庫負担割合については、「平成16年改正法」に基づき、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げる。

8．安心・安全で豊かな社会と国土の整備

社会資本整備や総合的な交通政策を着実に推進し、安全で豊かな国づくり活力ある経済社会の形成を推進する。特に、地域の活性化や都市再生、歴史・文化を活かしたまちづくりの推進、国際物流施策等国際競争力の強化、企業立地と連動した道路・港湾等の整備、観光立国の推進、海洋立国の推進、地域公共交通の活性化・再生、気候変動に伴う災害リスクの増大を踏まえた地震・豪雨・高潮等の防災・減災対策の推進、安全マネジメント体制の構築・高度化等による公共交通の安全の確保、住宅の寿命を延ばす「200年住宅」への取組や安心して住み続けられる住宅の確保、建築確認等の円滑化のための体制整備、公共交通機関・公共空間の総合的バリアフリー化等ユニバーサルデザインのまちづくり等の課題に重点を置きつつ、広域ブロックの自立的発展に向けた総合的支援制度等の必要な事業・施策を推進する。また、わが国海域の治安対策や水際の安全・安心を確保するため、老朽巡視船の一新や「空き巡視艇ゼロ」を目指した複数クルー制拡充等による海上保安体制の充実・強化を中期的目標のもと早急に推進する。

事業の実施に当たっては、重点化を図るとともに、コスト縮減・入札改革の推進、事業評価の厳格な実施、PFI手法の活用等に取り組み、効率的な施策展開を図る。

9．持続可能な社会の構築に向けた取組の本格化により、「環境立国・日本」を創造し、世界へ発信する。

将来の低炭素社会の構築に向け、まずは京都議定書削減約束の確実な達成を図るため、省エネ住宅・建築物の普及、バイオマス等新エネの導入など、業務・家庭部門を始めとするあらゆる部門で温暖化対策を加速するとともに、一層実効ある次期枠組みの構築に向け、途上国支援のための「新たな資金メカニズム」構築、エネルギー効率向上、途上国の公害対策と温暖化対策の一体的取組みに関する国際協力の推進などで、イニシアティブを発揮する。

「第 3 次生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性保全について国民の理解を深め、参加を促しつつ、あらゆる場面で対策を展開する。

廃棄物の排出削減・再使用・再生利用を国内外で進め、循環型社会の構築を図る。

さらに、黄砂、酸性雨など越境環境対策、水環境保全対策など、中国などアジアにおける環境保全・脱公害への協力を拡充するとともに、環境を活かす地域づくりや人づくり、安全を確保できる生活環境対策等を進める。

10．農林水産業・農山漁村の新たな可能性を切り拓く挑戦

農業や農村が持つ潜在能力を最大限発揮させるべく、「21 世紀新農政 2007」を着実に推進する。すなわち、担い手への施策の集中化・重点化等により、国内農業の体質強化を図ると同時に、高齢者や小規模農家も安心して農業に取り組める政策を押し進め、農山漁村を守り活性化する地域振興政策を一体的に推進するとともに、鳥獣による被害を防止する。また、食料自給率の向上に向けた消費・生産両面の取組や農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組を推進する。さらに、安全な食品の生産・製造や適正な食品表示の徹底など食の安全と消費者の信頼の確保、食育の推進を図る。

北海道洞爺湖サミットの開催に向けて、バイオマスの利活用や地球温暖化対策、環境保全型農業等に積極的に取り組む。

京都議定書の森林吸収目標達成に向け、多様で健全な森林を整備・保全し、「美しい森林づくり」を推進するとともに、木材の加工流通体制の整備と林業生産コストの削減により国産材の競争力の強化を図る。

さらに、異常な燃油高騰に対応するための対策を講ずる。

また、本年 3 月に閣議決定された水産基本計画を着実に実施する。このため、水産資源の回復・管理を推進するとともに、有害生物による漁業被害の防止を図る。また、燃油価格の高騰も踏まえ、競争力のある担い手を育成・確保するため、漁船漁業構造改革の推進、新しい経営安定対策の導入、省エネ型漁業への転換を促進し、あわせて漁協系統の組織・事業改革を促進する。また、流通拠点の整備、多様な流通経路の構築を推進する。さらに、磯焼け対策などに取り組むとともに、国が主体となった漁場整備事業を推進するほか、安全で活力ある漁村づくりの推進、多面的機能の発揮、魚食文化の振興のための施策を講ずる。

11．司法制度改革の基盤整備へ向けた法務・司法の充実と安全な社会の実現への取り組み

急速な国際化の進む中で、自己責任原則と透明で公正なルールに貫かれた社会を実現するために、司法の果たすべき役割は格段に大きくなっており、司法制度改革の一層の推進が不可欠である。国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判員制度の円滑な実施、総合法律支援体制の充実・強化のための日本司法支援センターの適正な運用、裁判外紛争解決手続の利用の促進などによって国民の権利保全の一層の充実を図る。

また、国民生活の安定と発展を図るため、登記事務処理の適正迅速化を推進

するほか、総合的な地域活性化政策の一環としての出入国審査等の円滑化、再犯防止への取組としての受刑者・保護観察対象者に対する就労支援等の充実、子どもの人権問題対策としてのいじめ相談の充実等を図る。特に地図整備事業については、関係省庁が連携して、全国の都市部における登記所備付地図の整備を促進する。

12．治安の再生

われわれは、平成15年に「5年で治安の危機的現状を脱する」ことを宣言し、政府はこれを受けて5年間の「行動計画」を定め、世界一安全な国・日本の復活をめざして、これまで総合的な治安対策に取り組んできた。来年度は、目標としてきた最終年を迎える。このため、治安関係職員の増員や治安関係施設の拡充など基盤整備をはじめとし、総合的な対策を進めるための治安関係予算の最重点化を図る。

さらに、治安再生への流れを一層加速させるため、防犯ボランティア等、地域住民による防犯活動の力を生かしつつ、地域社会の「連携」によって防犯意識を高めるとともに、再犯をなくす諸施策を実施していく。老人など社会的弱者を犯罪から守り、同時に犯罪者にさせない施策を推進する。

13．国際協力を通じた国益を確保する外交の推進

わが国の安全と繁栄を確保するため、日米同盟を基軸として、自由、基本的人権等、基本的価値を重視する外交を推進し、アジア・近隣諸国との対話・協力を強化し、北方領土問題等、諸懸案を解決していく。さらに、中東や中南米との関係も強化する。

北海道洞爺湖サミットやアフリカ開発会議（TICAD IV）の開催を通じ、グローバルな課題への責任ある取組を行う。また、ODAの戦略的拡充、国際ルールの強化、エネルギー安全保障等に努めていく。

国際社会の諸問題に機動的かつ的確に対応し、国益を踏まえた強力な外交を展開するため、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を中核とし、総合的な外交力の強化を図る。

14．将来を展望した防衛力の整備と基地対策の推進等

平成20年度の予算編成にあたっては、「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」の4年度目として、新たな脅威や多様な事態への対応、国際平和協力活動への取組等を重視し、国民の安心、安全の確保、国際的な安全保障環境の一層の安定化に努めるものとする。

本年度は、安全保障環境を踏まえた防衛力の近代化を進めるとともに、政策立案機能や情報保全機能を強化するための組織を構築する。防衛省の信頼回復を図るべく総合的な取得改革により防衛装備品の調達の合理化等を行いながら、効率性と優先度を踏まえた防衛力整備を推進する。

また、基地周辺対策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取り組みについて」（平成18

年5月30日閣議決定)を踏まえ、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための施策を推進する。

日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同文書による変更がないものについては、沖縄米軍基地の整理・統合・縮小を一層促進するよう、引き続きSAC O最終報告に盛り込まれた措置を着実に実施する。

15．沖縄振興の推進

未だ厳しい景気・雇用情勢など沖縄の特殊事情を考慮しつつ、沖縄振興計画の後期展望等を踏まえ、産業振興、雇用創出、人材育成や国際交流拠点を目指した環境整備など自立型経済の構築に向けた取組を進めるとともに、離島活性化など県土の均衡ある発展のための取組、基地負担の軽減と跡地利用の促進を図る。また、自立型経済の構築と県民生活の安定を図り、沖縄の着実な発展を支えるため、社会資本整備等の基盤づくりを進めるとともに、沖縄科学技術大学院大学(仮称)設立構想を推進し、夢のある県づくりに向けて積極的に取り組む。

16．行政改革の推進

独立行政法人については、独立行政法人整理合理化計画に基づき、法人の廃止、民営化、統合、他機関・地方への移管、事務・事業の見直し等を行い、組織のスリム化・財政支出の削減等を進める。

また、行政改革推進法に基づき、国・地方の定数純減方針を徹底して、総人件費改革に取り組む。

国家公務員の定員については、平成18年度からの5年間で5.7%の純減を確実に進める。このため、国家公務員の新規採用を抑制し、配置転換を進める。そのような中で、治安、徴税、安全・安心、総合的な外交力など、真に必要な部門には適切に定員を配置するなど、府省内はもとより、府省を越えた定員の再配置を進める。

地方公務員の定員については、行政改革推進法で定められた純減目標(5年間で4.6%以上)を達成するとともに、これに加え、各自治体で策定した「集中改革プラン」を着実に実行し、純減(平成22年度まで)を行う。